

事務連絡  
令和2年7月9日

関係者各位

高知県商工労働部経営支援課長

「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金」の周知について（依頼）

平素より県行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

県では、令和2年6月補正予算により「新型コロナウイルス感染症対策雇用維持特別支援給付金」を創設いたしました。

本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いており、国の持続化給付金を受給してもなお経営状態が厳しい事業者に対して、事業の継続と雇用の維持を図るために給付を行うものです。

この度、令和2年7月9日より給付金の申請受付を開始することとしましたので、制度の概要を記載したリーフレットを送付させていただきます。

つきましては、貴団体内の事業者の皆さまに周知いただきますようお願いいたします。

申請にあたりご不明な点がございましたら、下記「高知県雇用維持給付金申請受付センター」までお問い合わせください。

記

<制度の概要>

○本給付金の対象となる事業者

以下のすべてを満たす県内施設（店舗）を有する事業者が対象となります。

- ①国の持続化給付金を受給している
- ②令和2年1月から12月までの連続する3ヶ月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少している
- ③上記②の3ヶ月間の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ④高知県税を滞納していない

○給付額

以下により算出した金額が給付額となります。

算定方法：(社会保険料の事業主負担額3ヶ月分×県内従業員数/全従業員数－国の持続化給付金受給額×3/12) ×2/3

給付額の上限：1,000万円

○申請期間

令和2年7月9日～令和3年2月10日（当日消印有効）

○お問い合わせ先

高知県雇用維持給付金 申請受付センター

TEL：088-821-7566

受付時間：午前9時～午後5時（平日のみ）

事務連絡  
令和2年7月14日

関係者各位

高知県商工労働部工業振興課長

「高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」の周知について（依頼）

平素より県行政の推進にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

県では、令和2年6月補正予算により「高知県中小企業新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金」を創設いたしました。

本補助金は、新型コロナウイルス感染症によって経済的な影響を受けた中小企業者の再起を後押しするとともに、安定的な事業の継続と県民の安全・安心な生活の確保を図ることを目的として、中小企業者が行う新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に向けた取組を支援するものです。

この度、令和2年7月14日より高知県中小企業団体中央会で補助金の申請受付を開始することとしましたので、制度の概要を記載したチラシを送付させていただきます。

つきましては、貴団体内の事業者の皆さまに周知いただきますようお願いいたします。

申請にあたりご不明な点がございましたら、下記「高知県中小企業団体中央会」までお問い合わせください。

記

#### <事業の概要>

##### 1 対象事業者

県内に主たる事業所を有する中小企業者

（中小企業支援法第2条第1項該当） ※個人事業主、組合等を含みます。

##### 2 対象経費

業種別の「感染予防対策ガイドライン」等に基づいて実施する取り組みに要する経費

##### 3 補助率及び限度額

補助率：3/4以内

補助額：下限50万円～上限300万円以内

※ただし、役務費及び消耗品費については、合計で補助額50万円までが対象

##### 4 補助対象期間

令和2年4月7日～令和2年12月28日

##### 5 申請期間

令和2年7月14日～令和2年9月30日（当日消印有効）

※ただし、予算額に達した場合は、申請の受付を終了する場合があります。

##### 6 お問い合わせ先

高知県中小企業団体中央会

TEL：088-846-7550（8:30～17:00：土日祝除く）

# 新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いている  
事業者の皆様へ高知県独自の給付金を給付します

## 対象者

以下のすべてを満たす「県内施設（店舗）」を有する事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- ①国の持続化給付金を受給している
- ②令和2年1月～12月までの連続する3か月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少している
- ③上記②の3ヶ月の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ④高知県税を滞納していない

## 給付額

○社会保険料の事業主負担額3ヶ月分（県内従業員分）から国の持続化給付金受給額の3ヶ月分に相当する額を差し引いたものの2/3が給付額です。

○給付上限：1,000万円

<算定方法> ※県庁ホームページで給付額の試算ができます（下記QRコード参照）

$$\left( \frac{\text{社会保険料事業主負担3ヶ月分}}{\text{県内従業員数}} \times \frac{\text{全従業員数}}{\text{全従業員数}} - \frac{\text{持続化給付金給付金額}}{\text{全従業員数}} \times \frac{3}{12} \right) \times \frac{2}{3}$$

（給付額は1円未満切り捨て）

## 申請期間

令和2年7月9日(木)～令和3年2月10日(水)（当日消印有効）

## お問い合わせ先

○高知県雇用維持給付金 申請受付センター  
TEL：088-821-7566

[受付時間] 午前9時～午後5時（平日のみ）



～申請方法については裏面をご覧ください～



# ～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

## 1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

①県庁ホームページ(経営支援課) から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2020062200147.html>

②次の場所で受け取る(※1)

- ・県庁本庁舎1階ロビー(平日、土日、祝日) 8:30~17:15
  - ・県合同庁舎及び県税事務所
  - ・各市町村役場
- (平日のみ)8:30~17:15

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

## 2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧ください、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

- ・申請書
  - ・誓約書(自署をお願いします)
  - ・売上減少等の証明書(認定経営革新等支援機関(※2)で発行)
- (※2) 税理士、金融機関、商工会・商工会議所等、国が認定した機関  
中小企業庁ホームページから検索できます

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kan.htm>

【②添付が必要な書類】

- ・国の持続化給付金「給付通知書」(表・裏の写し)
- ・「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の負担額が分かる書類(写し)  
若しくは「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)
- ・高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- ・振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)

## 3. 申請書類の提出

○追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県雇用維持給付金 申請受付センター

○オンラインによる申請が可能です。

高知県経営支援課HPから申請フォームにアクセスしてください。

## 4. 入金

○申請書の受理後、審査(※3)を行います。

申請内容に不備がない場合は2週間程度で口座に振込予定です。

(※3) 審査の結果、不給付となる場合があります。

# 新型コロナウイルス感染症対策 雇用維持特別支援給付金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上減少が続いている  
事業者の皆様へ高知県独自の給付金を給付します

## 対象者

以下のすべてを満たす「県内施設（店舗）」を有する事業者が対象です。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限ります。

- ①国の持続化給付金を受給している
- ②令和2年1月～12月までの連続する3か月の売上合計が前年（又は前々年）同期比で50%以上減少している
- ③上記②の3ヶ月の社会保険料を納付している（又は猶予特例を受けている）
- ④高知県税を滞納していない

## 給付額

○社会保険料の事業主負担額3ヶ月分（県内従業員分）から国の持続化給付金受給額の3ヶ月分に相当する額を差し引いたものの2/3が給付額です。

○給付上限：1,000万円

<算定方法> ※県庁ホームページで給付額の試算ができます（下記QRコード参照）

$$\left( \frac{\text{社会保険料事業主負担 3ヶ月分}}{\text{県内従業員数}} \div \frac{\text{全従業員数}}{\text{持続化給付金 給付金額}} \times \frac{3}{12} \right) \times \frac{2}{3}$$

（給付額は1円未満切り捨て）

## 申請期間

令和2年7月9日(木)～令和3年2月10日(水)（当日消印有効）

## お問い合わせ先

○高知県雇用維持給付金 申請受付センター  
TEL：088-821-7566

[受付時間] 午前9時～午後5時（平日のみ）



～申請方法については裏面をご覧ください～



# ～給付金の申請について～

※持参による申請は受け付けておりませんので、ご注意ください

## 1. 申請書類を入手

○いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

①県庁ホームページ(経営支援課) から印刷またはダウンロード

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/2020062200147.html>

②次の場所で受け取る(※1)

・県庁本庁舎1階ロビー(平日、土日、祝日) 8:30～17:15

・県合同庁舎及び県税事務所

・各市町村役場

} (平日のみ)8:30～17:15

(※1)いずれの場所でも窓口での相談対応は実施していませんので、ご不明な点は表面の問い合わせ先までお電話ください。

## 2. 申請書類の作成

○「給付金給付等要領」をご覧のうえ、必要書類の作成をお願いします。

【①記入が必要な書類】

・申請書

・誓約書(自署をお願いします)

・売上減少等の証明書(認定経営革新等支援機関(※2)で発行)

(※2) 税理士・金融機関・商工会・商工会議所等、国が認定した機関

中小企業庁ホームページから検索できます

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kikan.htm>

【②添付が必要な書類】

・国の持続化給付金「給付通知書」(表・裏の写し)

・「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の負担額が分かる書類(写し)

若しくは「納付の猶予(特例)許可通知書」(写し)

・高知県税の滞納がない旨を証する納税証明書

・振込先口座と口座名義が分かる通帳等(写し)

## 3. 申請書類の提出

○追跡ができる方法で郵送してください。(簡易書留、特定記録など)

※送料は申請者側でご負担をお願いします。

【送付先】〒780-8570 高知市丸ノ内1-2-20 高知県雇用維持給付金 申請受付センター

○オンラインによる申請が可能です。

高知県経営支援課HPから申請フォームにアクセスしてください。

## 4. 入金

○申請書の受理後、審査(※3)を行います。

申請内容に不備がない場合は2週間程度で口座に振込予定です。

(※3) 審査の結果、不給付となる場合があります。